

公的研究費取扱規程

19規程第8号
平成19年10月2日

改正 平成24年4月1日
平成27年4月1日
平成29年1月1日
平成29年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人高輝度光科学研究センター（以下「財団」という。）が取り扱う公的研究費（以下「競争的資金等」という。）の管理・監査について定め、適正な執行及び不正の防止を目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、競争的資金等とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(責任者)

第3条 財団全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）は、理事長とする。

2 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について財団を統括し、責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）は、業務執行理事（支援担当）とする。

3 統括管理責任者の指示に従い、競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）は、研究支援部長とする。

4 競争的資金等の運営・管理にかかわる実効的な管理監督を行い、コンプライアンス推進責任者を補佐する者（以下「コンプライアンス推進副責任者」という。）は、理事長が指名する者とする。

5 財団は、前4項の責任者を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

(交付申請手続き等)

第4条 財団の研究者が競争的資金等により研究を実施する場合の交付申請手続きは、研究支援部において行うものとする。

2 交付申請等、事務処理手続きに関する財団内外からの相談受付等は、研究支援部を窓口とする。

(事務処理の委任手続き)

第5条 財団の研究者が競争的資金等により研究を実施する場合、交付された競争的資金等の運営・管理にかかわる事務処理については、財団に委任しなければならない。

2 事務処理の委任手続きについて、研究者は、競争的資金等の交付決定がなされた後、すみやかに研究支援部長に申し出を行い、委任状(様式1)を最高管理責任者に提出するものとする。

3 但し、競争的資金等を交付する機関等と財団との間に契約書を締結し、直接、財団に資金が交付されることにより、財団事業として扱う場合は前項の委任状は必要としないものとする。

(財団の研究者が代表者となり財団外部の分担者と研究を実施する場合の扱い)

第6条 財団の研究者が代表者となり、財団外部の分担者と研究を実施する場合における競争的資金等の交付申請手続き等は第4条によるものとし、研究支援部は財団外部の分担者への配分計画を含めて決裁を得るものとする。

2 交付された競争的資金等のうち、財団外部の分担者へ配分する競争的資金等については、交付時に定められた配分額をそれぞれ配分し、財団研究者の競争的資金等の運営・管理にかかわる事務処理は、第5条により財団に委任するものとする。

(財団の研究者が分担者となり財団外部の代表者と研究を実施する場合の扱い)

第7条 財団の研究者が分担者となり、財団外部の代表者と研究を実施する場合において代表者から競争的資金等の配分を受けるときは、競争的資金等の名称、研究の課題名、代表者名及び配分される金額等、必要事項を研究支援部長に報告するものとする。

2 財団外部の代表者から分担者である財団の研究者に配分された競争的資金等の運営・管理にかかわる事務処理は、第5条により財団に委任するものとする。

(会計処理)

第8条 競争的資金等にかかる会計処理については、財団が別に定める会計規程等に従い処理を行い、費目毎に収支を明らかにする。

(設備備品等の取扱)

第9条 競争的資金等により取得され、あるいは財団に寄附された物品及び設備備品等については、原則として、財団の資産等とし、その管理については、財団が定める物品管理規程に則って行うものとする。

(事務処理及び職務権限)

第10条 競争的資金等に関する事務処理及び職務権限は、財団が別に定める規程等を遵守し、処理を行う。

(不正防止の周知)

第11条 競争的資金等の適正なる運営・管理のために、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者は研究者等に対し、不正防止の周知を図らなければならない。

(不正防止計画推進委員会)

第12条 最高管理責任者は、不正防止計画を推進するため、不正防止計画推進委員会を置く。

(公的研究費監査調査委員会)

第13条 最高管理責任者は、競争的資金等の適正な管理のため、公的研究費監査調査委員会を置く。

(その他)

第14条 競争的資金等を交付する国及び機関等において、競争的資金等にかかる、より厳格な定めがある場合は、その定めを準用する。

附 則

この規程は、平成19年10月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

委 任 状

公益財団法人高輝度光科学研究センター

理事長

様

部門長： _____ 印

所 属： _____

氏 名： _____ 印

補助金名	
補助者	
補助金をうける研究等の題目	
補助金の額	
補助金を受ける期間	

交付決定された競争的資金等を受けるにあたり、上記の補助金について、公益財団法人 高輝度光科学研究センターにその事務処理を委任し、下記の事項を遵守致します。

記

1. 財団の定める公的研究費取扱規程等諸規程の遵守
2. 研究費の適正な執行に留意し、不正行為を行わないこと
3. 財団等が実施する監査、検証並びに不正防止のための具体的措置に対し協力すること

以上